# 名古屋市立大幸幼稚園 重要事項説明書

### 第1 施設運営主体

| 名     | 称 | 名古屋市教育委員会          |
|-------|---|--------------------|
| 所 在   | 地 | 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号   |
| 電 話 番 | 号 | 052-961-1111       |
| 代表者氏  | 名 | 名古屋市教育委員会教育長 坪田 知広 |

### 第2 利用施設

| 施設の種類   | 幼稚園   |
|---------|---|
| 施設の名称   | 名古屋市立大幸幼稚園  |
| 施設の所在地  | 名古屋市東区砂田橋五丁目 6番 20号   |
| 連絡先     | 電 話 052-722-1546<br>FAX 052-722-1553  |
| 管 理 者   | 園長 亀山 美奈子   |
| 開設年月日   | 昭和45年4月1日   |
| 開設時間    | 8:45~14:00 (預かり保育を実施する日は17:00)  |
| 対 象 児 童 | 3歳児から小学校就学の始期に達するまでの幼児  |
| 令和7年度   | 3歳児(令和 3年4月2日~令和 4年4月1日生まれ)       25名         4歳児(令和 2年4月2日~令和 3年4月1日生まれ)       30名 |
| 利 用 定 員 | 4歳児(令和 2年4月2日~令和 3年4月1日生まれ)30名5歳児(平成31年4月2日~令和 2年4月1日生まれ)30名                        |

### 第3 施設の目的・運営方針

名古屋市立大幸幼稚園(以下、「本園」という。)は、義務教育及びその後の教育の基礎を培う ものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達 を助長することを目的とします。

本園は、教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)及び 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)その他の関係法令を遵守して運営します。

# 第4 施設・設備等の概要

# (1) 施設

| 敷 地 | 14h | 敷地金 | 全 体 | 2,216 m²  |
|-----|-----|-----|-----|-----------|
|     | 地   | 園   | 庭   | 864 m²    |
| 園   | 舎   | 構   | 造   | 鉄筋コンクリート造 |
|     |     | 延べこ | 面 積 | 1,056 m²  |

### (2) 主な設備

| 設備 部屋数 |    | 備考  |
|--------|----|---|
| 保育室    | 8室 | りんご組 (3歳児クラス)、ぶどう組 (4歳児クラス)、<br>き組 (5歳児クラス)、遊びの部屋 (2)、みんなの部<br>屋 (1)、絵本の部屋 (1)、預かり保育の部屋 (1) |
| 遊 戯 室  | 1室 |   |
| 職員室    | 1室 |   |
| 湯 沸 室  | 1室 |   |
| 応 接 室  | 1室 | ※保健室と兼用   |

# 第5 職員の配置状況

本園では、「幼稚園設置基準 (昭和31年12月13日文部省令第32号)」の定める基準を遵守し、 教育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。

| 職種     | 員 数 | 常勤 | 非常勤 | 備考 |
|--------|-----|----|-----|----|
| 園長     | 1   | 1  |     |    |
| 教諭(主任) | 1   | 1  | _   |    |
| 教 諭    | 4   | 3  | 1   |    |
| 技術職員   | 2   | _  | 2   |    |

<sup>※</sup> その他、必要に応じて非常勤講師等を配置しております。

# 第6 職員の勤務体制

| 職種     | 勤務時間               |  |
|--------|--------------------|--|
| 園長及び教諭 | 午前8時30分~午後5時       |  |
| 技術職員   | 午前8時~午後4時30分までの6時間 |  |

<sup>※</sup> 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

## 第7 教育活動を行う日・時間

(1) 通常の教育時間(教育課程に係る教育)

| 曜日        | 教育時間            | 計       |
|-----------|-----------------|---------|
| 月         | 午前8時45分~午後2時00分 | 5時間15分  |
| 火         | 同 上             | 同 上     |
| 水         | 同 上             | 同 上     |
| 木         | 同 上             | 同 上     |
| 金         | 同 上             | 同上      |
| 週 合 計 時 間 |                 | 26時間15分 |

- ※ 学年や発達の時期に応じて適宜考慮します。
- ※ 行事等で特別時間(11:30分降園)となる日もあります。
- ※ 詳細は毎月の行事予定でお知らせします。

# (2) 預かり保育(教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動)

|        | 預かり保育時間                 | 計   |
|--------|-------------------------|-----|
| 月~金    | 教育課程に係る教育時間の終了後~午後5時00分 | 3時間 |
| 長期休業中  |                         |     |
| (年末年始・ | 午前9時00分~午後5時00分         | 8時間 |
| 盆等を除く) |                         |     |

- ※ 園行事等により、開催のない日もあります。
- ※ 詳細は毎月の行事予定でお知らせします。

# (3) 休業日

| 長      | 学年始め休業日 | 4月1日~4月6日まで  |
|--------|---------|--|
| 期      | 夏季休業日   | 7月21日~8月31日まで  |
| 休      | 冬季休業日   | 12月24日~翌年1月6日まで  |
| 業      | 学年末休業日  | 3月25日~3月31日まで  |
| 振替休業日  |         | 幼稚園の行事を休業日に行うときには、休業日を振り替えます。<br>※ 日程については、別途お知らせします。      |
| 臨時の休業日 |         | 非常災害その他急迫の事情があるときや教育の実施上特に必要と 認められるときには、臨時に休業日を設けることがあります。 |

(4) 心身に障害のある園児の教育・保育時間は、その園児の発達や実情に応じて定めてまいりますのでご相談ください。

#### 第8 教育活動の内容

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、学校教育法第 22 条に規定する目的を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とします。

本園では、幼稚園教育要領(平成29年3月31日文部科学省告示第62号)及び教育委員会が定める基準に基づき、教師は幼児との信頼関係を十分に築き、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めます。これらを踏まえ、次に示す事項を重視して教育を行います。

- (1) 幼児は安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるように努めます。
- (2) 幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として教育のねらいが総合的に達成されるよう 努めます。
- (3) 幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うように努めます。

その際、教師は、幼児の主体的な活動が確保されるよう幼児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成します。この場合において、教師は、幼児と人やものとのかかわりが重要であることを踏まえ、物的・空間的環境の構成に努めます。また、教師は、幼児一人一人の活動の場面に応じて、様々な役割を果たし、その活動を豊かにするよう努めます。

# (4) 一日の流れ

| 時 間                              | 活動   |
|----------------------------------|--|
| 8:45~                            | ★ 登 園 ○ 保護者の方と一緒に登園します。  |
| 9:00                             | <ul><li>★ 指導計画に基づ</li><li>いた教育活動</li><li>○ 先生や友達と一緒に遊びます。</li><li>~ ままごと、積み木、ブロック、電車ごっこ、<br/>紙や空き箱などを使った製作、かけっこ、<br/>砂遊び、鬼ごっこ、自然物を使った遊び、<br/>水遊びなど</li></ul> |
|                                  | ○ 遊んだあとは片付けをします。   |
| 11:30~<br>12:00ごろ                | <ul><li> 先生やクラスの友達と一緒に行事や遊びを楽しみます。</li><li> みんなで、歌を歌ったり、ゲームを楽しん</li></ul>  |
| 12:30ごろ                          | だりします。~  ★ 昼 食   |
| 13:30~<br>14:00                  | ○ 先生に絵本や紙芝居を読んでもらいます。<br>○ ARの川本東や明日のこれませれた。************************************   |
| ※ 降園時刻は時期・<br>行事・学年によって<br>変わります | <ul><li>○ 今日の出来事や明日のことを先生と一緒に話し合います。</li><li>★ 降 園</li><li>○ 保護者の方と一緒に降園します。</li></ul>   |
| 14:00~ 15:00ごろ                   | <ul><li>☆ 園庭開放</li><li>○ 園庭で保護者の方や友達と遊びます。</li><li>※ 預かり保育を利用するお子さんは預かり保育の</li></ul>   |
|                                  | 部屋へ行きます。   |
| 14:00~<br>17:00                  | ☆ 預かり保育 ○ 子育て支援の充実を目的として園で預かり保育 を行っています。   |

### (5) 年間行事計画

| 月  | 一般行事  | 保健·安全指導行事              | 保護者対象行事                         |
|----|---|------------------------|---------------------------------|
| 4  | 入園式<br>1 学期始業式<br>誕生会   | 避難訓練<br>身体測定           |                                 |
| 5  | 誕生会   | 避難訓練                   | 親子で芝生で遊ぶ会                       |
| 6  | プラネタリウム見学(5歳児)<br>誕生会   | 避難訓練<br>内科検診<br>歯科検診   |                                 |
| 7  | 七夕会<br>誕生会<br>人形劇鑑賞<br>夕涼み会 (5歳児)<br>1 学期終業式<br>夏季休業                  | 避難訓練空気検査               | 個人懇談会(全学年)<br>保護者会              |
| 8  |   | 避難訓練(預かり保育)            |                                 |
| 9  | 2 学期始業式<br>誕生会  | 防災訓練<br>身体測定           | 防災訓練 (帰宅訓練)<br>祖父母と遊ぶ会          |
| 10 | 運動会誕生会  | 避難訓練<br>交通安全指導<br>照度検査 | 運動会参観・参加                        |
| 11 | 誕生会<br>遠足   | 避難訓練                   |                                 |
| 12 | 市立幼稚園展覧会(隔年)<br>誕生会<br>お楽しみ会(クリスマス)<br>もちつき<br>2学期終業式<br>冬季休業         | 避難訓練<br>防犯訓練           | 個人懇談会(希望者)<br>保護者会              |
| 1  | 3 学期始業式<br>誕生会  | 身体測定<br>避難訓練           |                                 |
| 2  | 生活発表会 (3・4・5歳児)<br>豆まき<br>誕生会   | 空気検査<br>避難訓練           | 生活発表会参観 (3・4・5歳児)<br>学級懇談会(全学年) |
| 3  | ひなまつり<br>誕生会<br>お別れ会<br>修了児を送る会<br>修了式(5歳児)<br>3学期終業式(3・4歳児)<br>学年末休業 | 避難訓練                   | 保護者会修了児を送る会修了式(5歳児)             |

<sup>※</sup> 誕生会には、該当する誕生月のお子さんの保護者の方も参加できます。

<sup>※</sup> 実施月・内容については変更となる場合もあります。詳細は行事予定でお知らせします。

#### (6) 障害のある幼児の保育

心身に障害を有し、かつ集団保育が可能な幼児を幼稚園で受け入れ、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、該当の幼児に対する理解を深めます。

#### (7)預かり保育

通常の教育時間後や長期休業期間中などに園児のうち希望者を対象に預かり保育を実施します。

預かり保育では、家庭や地域における幼児の生活を考慮し、落ち着いた家庭的な雰囲気の中で、担当の先生や異年齢の友達と一緒に過ごします。

#### (8) 子育て支援事業

文化的体験、自然体験、社会体験などの様々な体験を通して、園児の豊かな感性を育む、幼稚園心の教育推進プランを実施しています。

また、未就園児への園舎や園庭の開放や「遊びの会」・子育て相談などの事業を実施します。 ※ 子育て支援事業の実施日については、別途お知らせします。

#### 第9 利用料金

教育の実施に要する実費にかかる利用者負担額として、別表に掲げる費用をお支払いいただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

## 第10 利用の終了に関する事項

退園の際には、その理由を付して、保護者署名のうえ、園長に届け出てください。

#### 第11 病気・けがへの対応

#### (1) 園医等

 園医
 木村 勝則

 歯科医
 横山 隆

 薬剤師
 本多 三希子

#### (2) 災害共済給付制度への加入(任意)

本園では教育活動中のけが及び通常通りの通園経路でのけが(第三者行為は除く)に備えるため、(独)日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の加入をご案内しています。入園時に、加入同意書を提出していただき、一年ごとに掛金をいただきます。これにより、治療費などが一定額以上の場合、給付金が支給されます。詳細な案内は、入園時にお渡しします。

# 第12 緊急時等の対応方法

保育を行っているときに園児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊 急連絡先等又は、下記の医療機関への連絡を行います。

かかりつけ医など、指定の医療機関がある場合には、あらかじめお知らせください。

### 内科·小児科

| 医療機関の名称 | みずたにこどもクリニック       |
|---------|--------------------|
| 医師名     | 水谷 圭吾              |
| 所在地     | 名古屋市千種区茶屋が坂1-12-23 |
| 電話番号    | 052-739-6061       |

### 外科

| 医療機関の名称 | マジマ整形外科              |
|---------|----------------------|
| 医師名     | 馬島雅高                 |
| 所在地     | 名古屋市千種区茶屋が坂1丁目12番20号 |
| 電話番号    | 052-739-6501         |

### 歯科

| 医療機関の名称 | 丹羽歯科                 |
|---------|----------------------|
| 医師名     | 丹羽 誠                 |
| 所在地     | 名古屋市東区砂田橋 5 丁目 7 - 2 |
| 電話番号    | 052-723-0666         |

### 眼科

| 医療機関の名称 | 茶屋ヶ坂眼科           |
|---------|------------------|
| 医師名     | 古田 寿男            |
| 所在地     | 名古屋市千種区茶屋が坂2-5-2 |
| 電話番号    | 052-711-8880     |

## 第13 非常災害対策

## 【「名古屋市」に暴風警報が発表された場合】【名古屋市に特別警報が発令された場合】

- 1 午前6時までに警報、避難指示、特別警報が解除されない場合は、午前中の保育を中止します。
- 2 午前6時から午前11時までに警報、避難指示、特別警報が解除された場合は、午後の保育を します。昼食をすませて12時30分までに登園させてください。
- 3 午前11時を過ぎても警報、避難指示、特別警報が解除されないときは、その日の保育を中止 します。
- 4 保育時間中に警報が発表された場合は、すぐに降園させますので、迎えに来てください。
- 5 保育中に避難指示・特別警報が発表された場合は、園児は幼稚園で待機します。安全確認をした上で、保護者に連絡をします。

### 【大雨・洪水・高潮・大雪警報が発表された場合(名古屋市)】

- 1 原則として、平常どおり保育をします。ただし、各家庭により事情が違うので、保護者の判断で登園してください。
- 2 登園が危ぶまれる場合は、幼稚園からコドモンでお知らせすることもあります。
- 3 登園を遅らせる場合、降園を早くする場合など、変更のある場合は、コドモンでお知らせします。
- 強い台風が名古屋市を通過する確率が非常に高いと前日に判断できる場合は、前日に教育委員会が休園措置を決定する場合もあります。その場合、教育委員会から直接、「コドモン」にて通知がされます。加えて、教育委員会のホームページでも、休園についてお知らせされます。ホームページのタイトル「名古屋市立幼稚園、小・中・高等学校の臨時休校に関するお知らせ」ホームページアドレス: https://www.nagoya-c.ed.jp/edu/
- ラジオ・テレビ等の情報で判断していただき、幼稚園への問い合わせ電話は、ご遠慮ください。
- 注意報については、上記の事項は関係ありません。
- 警報発表中は、お子さんを外に出さないようご注意ください。
- 警報発表中は、市教育委員会からの放送がある場合もありますのでご留意ください。

#### 【震度5強以上の地震が発生した場合】

| 震度 5 強以上の地震発生時 | 措置                           |  |  |
|----------------|------------------------------|--|--|
| (1) 在園中        | 保育を中止します。安全を確認して園へ迎えに来てください。 |  |  |
| (2) 登・降園中      | そのまま帰宅してください。                |  |  |
| (3) 在宅中        | 園から連絡があるまでの間、臨時休業とします。       |  |  |
| (4) 園外保育       | 出発前、帰園後に発生した場合は、上記(1)の措置を講じま |  |  |
|                | す。                           |  |  |
|                | 出発後に発生した場合は、直ちに情報を集め対応について連絡 |  |  |
|                | します。                         |  |  |

# 【南海トラフ地震臨時情報(注意・警戒)が発表された場合】

| 南海トラフ地震に関する<br>情報発表時             | 措置   |  |  |
|----------------------------------|--|--|--|
| (1)在園中                           | 通常通り保育を実施します。ただし、状況によっては、保育を中止します。その際は、安全を確認して迎えに来てください。   |  |  |
| (2)登・降園中 原則として、そのまま登降園してください。    |  |  |  |
| (3) 在宅中 園から連絡がない限り、通常通り登園してください。 |  |  |  |
| (4)園外保育                          | (臨時情報注意) 原則として、予定通り実施します。ただし、状況によっては、予定を変更します。 (臨時情報警戒) 出発前に発表された場合、園外保育を中止します。 出発後に発表された場合、園外保育を中止し、園に戻ります。その後の保育は、上記(1)の措置を講じます。 |  |  |

| 避  | 難     | 訓   | 練  | <ul><li>・避難訓練は、毎月1回実施します。</li><li>・河川氾濫避難訓練は、年1回以上実施します。</li></ul> |
|----|-------|-----|----|--|
| 非常 | 常 災 鲁 | 害 用 | 備蓄 | ・園児及び職員の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄するよう努めます。                              |

# 【Jアラートを通じて緊急情報が出された場合】

1 愛知県に、「ミサイル発射情報・避難の呼びかけ」が出された場合

| 登園前 | 自宅で安全確保<br>続報によって安全が確認できたら、登園         |  |
|-----|---------------------------------------|--|
| 登園中 | 近くの建物等で安全確保<br>続報によって安全が確認できたら、そのまま登園 |  |
| 在園中 | 園で安全確保                                |  |
| 降園中 | 近くの建物等で安全確保<br>続報によって安全が確認できたら、そのまま降園 |  |

# 2 発射情報に引き続き、「落下場所等についての情報 (日本の領土・領海に落下)」が出された 場合

引き続き屋内に避難する必要があるため、自宅待機中の場合は、登園を見合わせ、安全が確認されるまで、休業とします。

園に幼児がいる場合は、安全が確認されるまで、園で待機させます。

登降園中の場合は、安全確保に努めてください。

いずれの場合も、」アラートによる続報に注意することが大切です。

3 発射情報に引き続き、「ミサイル通過情報」または、「落下場所等についての情報(日本領海 外の海域に落下)」が出された場合

屋内に避難する必要がなくなるため、自宅待機中の場合は、地域の安全を確認し「コドモン」 等で、登園する時刻等についてお知らせします。

園に幼児がいる場合は通常保育となります。

### 第14 虐待防止

当園は、園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置するとともに、職員に対し研修を実施します。

#### 第15 苦情等の受付について

当園における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

| 当 園 苦 情 相 談 窓 口                    | 苦情解決責任者 園長・主任<br>苦情受付担当者 園長・主任  |
|------------------------------------|---|
| 名古屋市教育委員会<br>教育支援部義務教育課<br>(幼稚園担当) | 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号<br>電 話 052-972-4097<br>FAX 052-972-4177<br><受付><br>9:00~12:00、13:00~17:00<br>(土・日・祝・年末年始を除く) |

# 第16 その他留意していただきたいこと

- (1)登降園は、必ず保護者の方が責任を持ち、決められた時間を守り、園児や関係者がよく承知している通園経路で往復しましょう。
- (2) 朝、おおむね37.0℃以上の熱があるなど身体に異常が見られるときは、保育中に症状が 進行することが多いので、登園を見合わせていただきますようお願いします。
- (3) 学校において予防すべき感染症の疾患の場合は医師の診断をもとに出席停止となります。 感染症は法律で定められており、医師の判断をもとに出席停止となります。分かり次第すぐ に幼稚園に届けてください。また、医師の許可を受けてから登園してください。
- [主な感染症] インフルエンザ・百日咳・麻疹 (はしか)・流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)・風疹・水痘 (水ぼうそう)・結核・赤痢・チフス・流行性角結膜炎・流行性嘔吐下痢症 (感染性胃腸炎)・新型コロナウィルス感染症など
- (4) 登降園の時は必ず職員に一言かけてください。
- (5) 欠席等は、コドモン・電話・FAXで必ず連絡してください。当日に関する連絡は8:30 までにお願いします。

なお、通常の連絡先やお迎えの人や時間が異なる時は、前もって連絡してください。

※ この重要事項説明書の内容は、令和7年4月現在の情報です。

### 【別表】

# 1 教育の提供に要する実費に係る利用者負担金(令和7年度の場合)

| 項目           | 内容、負担を求める理由及び目的         | 金額             |
|--------------|-------------------------|----------------|
| 新年度用品代       | パス、氏名ゴム印、作品袋など、園児が主に個人  | 3 歳児 1,200 円程度 |
| 利平皮用四八       | で使用する教材・教具のうち、年度の初めに購入  | 4歳児 1,700円程度   |
|              | するものについて、その実費を徴収する。     | 5 歳児 2,600 円程度 |
| 用品費及び        | 教育活動で使用する絵本・教材等の費用について、 | 月額 600 円程度     |
| 教材費          | その実費を徴収する。              | 万領 000 口性反     |
| 行事参加費        | 運動会、誕生会や、会食等の行事の実施に際し、  | 月額 1,700 円程度   |
|              | その実費を徴収する。              | 万镇 1,100 门坐友   |
|              | 本園の利用において随時必要とされるものに係る  |                |
| <br>  その他の費用 | 費用であって、園児の保護者に負担させることが  | その都度本園が        |
| 「での他の須用      | 適当と認められるものについて、その実費を徴収  | 定める額           |
|              | する。                     |                |

※ 金額の変更や上記以外の実費徴収の必要がある場合には、あらかじめ、その内容、負担を 求める理由及び目的、金額について明らかにした上で、ご説明します。(スモック、かばん、 通園帽子、制服、色帽子など)

#### 2 預かり保育にかかる利用者負担

| 項目       | 預かり時間 | 金額         |
|----------|-------|------------|
|          | 3時間まで | 日額 250 円   |
| 預かり保育利用料 | 6時間まで | 日額 500円    |
|          | 8時間まで | 日額 700円    |
| おやつ代・教材費 | _     | 日額 100 円程度 |

- ※ 「保育の必要性の認定(施設等利用給付2号認定)」について申請し認定を受けた方は、 利用日数に応じて最大月額11,300円まで「預かり保育利用料」が無償化されます(「おやつ代・ 教材費」は無償化の対象外)。この場合は、上記表に基づく額を一度お支払いいただいた後、無 償化の対象額について名古屋市(名古屋市在住の場合)から保護者の方にお支払いすることとな ります。
- 3 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に係る利用者負担額 年額 205 円